

入所選考基準の見直しについて

1 第1回審議会での意見

- ・きょうだいの取り扱い（同園優先入所、在園歴）
- ・働き方・就労内容の多様化（在宅勤務、医療福祉関係者等）
- ・定性的な評価

2 現行入所基準における審査の現状（資料4-2 参照）

- ・基本指数+調整指数=点数
 - 【基本指数】（勤務時間や障害の程度など定量的に決まる要素が多い）
 - 【調整指数】（同居者の有無や復職予定者かなど定性的に決まる要素が多い）
 - ➡基本指数が5点刻みのため、異なる類型に該当しても同点となる方が多い
- ・同点の場合は優先項目（1～8）の優先順位の高いものに該当する方の入園を決定する。
 - ➡入所最低点も同点となる方が多いため、園別・年齢別の審査状況（資料4-3）をお示ししても、保護者には最低ラインがわかりにくい。

3 見直しの方向性(案)

令和4年4月待機児童数7人を踏まえ、入所希望者全入を見据えた優先順位の検討。

(1) 働き方の多様化への対応

就労要件を1日当たり勤務時間から週の総労働時間に改める

(2) ヤングケアラーへの対応

保育が可能な同居者の要件から16歳以上18歳未満を除外

(3) 理解しやすい制度

- ・基本指数+調整指数=点数で差異化が図れるよう、点数を細分化する
- ・優先項目のうち、基本指数・調整指数と重複するものは、基本指数・調整指数の細分化の際の加点・減点要素とし、優先項目から削除する。

(4) 必要性が高い児童の入所

- ・基本指数のうち疾病等、介護及び看護、就学及び職業訓練など、定性的な評価にとどまっている区分については、定量的な評価を加えていく
- ・きょうだい（就学児童も含む）児の取り扱いの見直し

(5) 地域型保育事業選択のインセンティブ

- ・点数が高いにもかかわらず、1次入所で地域型保育事業を選択せずに1次審査では入所保留となる方が多い現状を踏まえた取り扱いの見直し

4 今後のスケジュール

審議会での意見を踏まえ、保護者代表（西東京市保育連絡共有会）と意見交換を実施し、調整を進めていく。